

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字下内川字腰巻二三三番一地从先から同市大字上内川字下根通一七〇三番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月三日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号における道路予定区域の供用開始である。延長七一八・八〇メートル。</p>